

記者発表資料



令和7年1月14日 環境局資源循環部 廃棄物対策課 電話 245-5237

千葉市内で食品ロス削減に取り組んでいる「食べきり協力店」をご紹介します ~飲食店等をお探しの際は、ぜひご活用ください~

千葉市では、食べ残し等により廃棄される食品の削減に積極的に取り組む事業者を「食べきり協力店」として認定する「千葉市食べきり協力店認定制度」を策定し、昨年11月から本制度に賛同いただける事業者の募集を行っています。

このたび、食べきり協力店の店舗情報を市ホームページ上に公開しましたので、お知らせします。

また、食べきり協力店に賛同いただける事業者を随時募集していますので、併せてお知らせします。

1 目的

食べ残し等により廃棄される食品の削減に積極的に取り組む事業者を「食べきり協力店」 として認定し、広く紹介することで、食品ロス削減の推進に向けた意識啓発を図ることを目 的とする。

2 食べきり協力店の店舗情報ページ

【URL】https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/tabekirikyouryokuten.html ※令和7年1月10日時点で26店舗を掲載

3 賛同事業者の募集

(1) 対象事業者

千葉市内で営業する飲食店、宿泊施設および食品販売店等

- (2) 認定要件(1項目以上該当すること)
 - ア 食べ残しを減らすための呼びかけ 食品ロス削減のためのポスター掲示 等
 - イ 分量に配慮したメニュー等の導入 ご飯の量の調整 等
 - ウ 持ち帰り希望者への対応 食べきれなかった料理の持ち帰りが可能 等
 - エ 販売方法の工夫 販売期限が迫った商品の割引販売 等
 - オ 上記以外の食品ロス削減のための工夫 フードドライブの実施 等

※事業者により実施項目が異なります。



ごみ削減キャラクター 「へらそうくん」

(3) 周知方法

- ・市ホームページで食べきり協力店として紹介します。
- ・食べきり協力店で認定ステッカーと認定品(へらそうくんアクリルスタンド)を掲示します。



認定ステッカー



アクリルスタンド

(4) 申し込み方法

別紙「食べきり協力店認定申請書」をご記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で廃棄物対策課へ提出してください。

<提出先>

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 (市役所高層棟7階)

環境局資源循環部廃棄物対策課3R推進班

FAX 245-5624

メール haikibutsutaisaku. ENR@city. chiba. lg. jp

(5) 募集ページ

[URL] https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/tabekirininntei.html

